

令和 7 年度外国人観光客消費拡大事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和 7 年度外国人観光客消費拡大事業委託業務

(2) 事業の目的

台湾チャーター便就航や外国客船の寄港数増加等により、外国人観光客の受入に関する機運が高まっている現状を踏まえ、外国人観光客受入のための環境整備や情報発信を推進するためのセミナーを実施し、高知県内において、外国人観光客の消費の拡大を図ることを目的とします。

(3) 事業内容

別添「令和 7 年度外国人観光客消費拡大事業委託業務 仕様書」に基づく

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

2 見積限度額

6,397 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和 7 年度外国人観光客消費拡大事業委託業務プロポーザル審査委員会」を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを予めお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7 日以内（県の閉所日を除く。）予定に交渉が整わない場合は、次点とされた者が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること※¹
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に

基づき指名停止等の措置を受けていない者であること

- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

※¹ (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルへの参加を希望する者は、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して令和7年5月19日(月)までに高知県会計管理局 総務事務センターへ提出すること。同日までに申請を行った場合でも、申請書類の不備等で入札参加資格が与えられない場合がある。

なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザルの募集開始日(ホームページ掲載日)、事業名及び審査結果通知日を審査申請書の欄外に朱書きで記入(高知県電子申請サービスから申請する場合は、手続き申込: 申込の9備考欄へ入力)すること。

[競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先]

所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局 総務事務センター

T E L 088-823-9788 / F A X 088-823-9266

E-mail 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

※参考URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024020900032/>

6 質疑と回答

質疑は、令和7年5月14日(水)正午までに様式1により持参又は郵送(必着かつ書留郵便又は配達証明に限る)若しくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は高知県国際観光課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020701/>)に掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式2)
- ② 資格要件確認書(様式3)
- ③ 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は、登録されていることが分かる書類の写し(当該名簿に登録されていない場合は、登録申請中であることが分かる書類の写し)
- ④ 法人概要書

(2) 提出期限等

- ① 提出方法
郵送(書留郵便又は配達証明できるものに限る。)または持参
- ② 提出期限
令和7年5月21日(水)正午(必着)
- ③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県観光振興スポーツ部国際観光課
担当：芝、中西 TEL 088-823-9047

(3) 資格要件の確認

高知県観光振興スポーツ部国際観光課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年5月22日（木）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさない提案者に対して、資格要件を満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日（県の閉所日を除く。）以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉所日を除く。）以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「令和7年度外国人観光客消費拡大事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「令和7年度外国人観光客消費拡大事業委託業務プロポーザル審査要領」のとおり審査を行います。

10 審査結果

審査結果は、令和7年6月13日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

11 日程

令和7年5月9日（金） 募集開始
令和7年5月14日（水）正午 質疑書の提出期限
令和7年5月21日（水）正午 参加申込及び資格審査書類の提出締切
令和7年6月6日（金）正午 企画提案書の提出締切
令和7年6月12日（木）（予定）審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年6月13日（金）までに審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。

- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象文書になります。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となりますので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問い合わせ先

高知県観光振興スポーツ部国際観光課 芝、中西

TEL 088-823-9047 FAX 088-823-9256

E-mail : 020701@ken.pref.kochi.lg.jp

14 その他

- (1) 参加申し込み受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後、高知県との契約等において不利益な取り扱いを受けることはありません。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがあります。
 - ① 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - ④ 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
 - ⑤ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しない場合
 - ⑥ 企画提案書に記載された見積額が本要領に規定した見積限度額を上回った場合
 - ⑦ その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合